

県北広域振興局長告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月8日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300108	児童発達支援事業所 こどもの駅 とれいん	二戸市石切所字森合86番地3	社会福祉法人くりの木会	令和7年4月1日

2 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300108	児童発達支援事業所 こどもの駅 とれいん	二戸市石切所字森合86番地3	社会福祉法人くりの木会	令和7年4月1日